

岡崎市役所本庁舎広告スペース
使用者募集要領

岡 崎 市

目 次

1 募集の方法

- (1) 募集の概要
- (2) 募集物件概要
- (3) 使用許可期間
- (4) 募集方法
- (5) 公募参加者資格

2 公募に関する事項

- (1) 申込方法
- (2) 見積書
- (3) 使用者決定方法
- (4) 予定価格（最低落札価格）
- (5) 資格審査書類

3 使用許可に関する事項

- (1) 使用の方法
- (2) 用途の制限
- (3) 広告媒体の設置
- (4) 行政財産目的外使用料の納付
- (5) 掲載広告等

● 岡崎市役所本庁舎広告スペース使用仕様書

● 見積書様式

● 問合せ先

1 募集の方法

(1) 募集の概要

健全な財政運営の推進と公有財産の有効活用を図ることを目的として、広告媒体設置のために、岡崎市役所本庁舎の土地及び建物の一部を公募により使用許可をします。

(2) 募集物件概要

岡崎市役所東庁舎（岡崎市朝日町3丁目1番地）1階の一部 0.25㎡（以下「物件A」という。）及び岡崎市福祉会館（岡崎市朝日町3丁目2番地）1階の一部 0.70㎡（以下「物件B」という。）。

詳細は、別紙 公告スペース図面のとおりに。

(3) 使用許可期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日

(4) 募集方法

オープンカウンター方式による公募（入札と同様のもの）

(5) 公募参加者資格

広告事業を営む法人に限ります（個人は参加できません。）。

岡崎市入札参加資格者名簿の登録の有無は問いません。

ただし、以下の事項に該当する方は参加できません。

- ・破産者で復権を得ない者
- ・「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けている者
- ・市税等の滞納がある者

2 公募に関する事項

(1) 申込方法

申込希望者は、見積書提出日以前に、必ず現地確認を行ってください。

申込みは、平成30年1月24日（水）午前9時00分から午後4時00分までの間に、所定の見積書（本要領 見積書様式の頁参照）及び資格審査書類（本要領2(5)資格審査書類参照）（以下「見積書等」という。）を提出することにより行ってください。

見積書等は持参してください（郵送による受け付けは行いません。）。

見積書等提出場所は、岡崎市役所東庁舎5階庁舎車両管理室です。

(2) 見積書

見積書には、土地使用料、建物使用料及び光熱水費（全て消費税含む）を合算した1年分の額を記載してください。

金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」又は「¥」を記入してください。

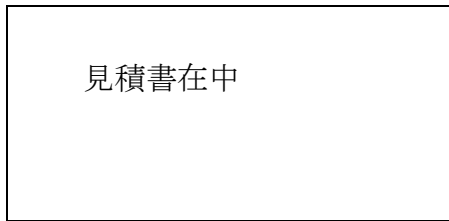
詳しくは、本要領の見積書様式の頁を参考にしてください。

一度提出した見積書の変更又は取消しはできません。

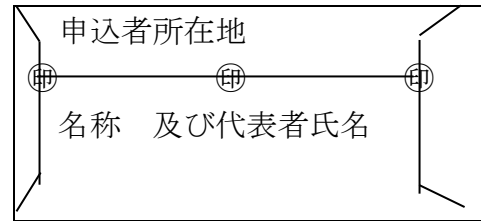
見積書は、あらかじめ封筒に入れ封緘及び割印し、裏面に申込者の所在地及び名称を記入していただきます。封筒については市販のもの（長形3号 120×235 mm）で結構です。資格審査書類は同封せず、見積書提出時に提出してください。

封筒には、後記記載例のとおり記入をしてください。

〔記載例〕（表）



（裏）



㊟（見積書の押印と同一印）

(3) 使用者決定方法

開札を行い、予定価格以上の見積書記載金額のうち、高額の見積書提出者から順に第1位業者及び第2位業者を決定します。同価格の見積書提出者が2名以上いる場合はくじ引きで第1位業者及び第2位業者を決定します。

岡崎市は、提出された資格審査書類により資格審査を行い、第1位業者が資格審査に合格した場合は、第1位業者を使用者とします。

第1位業者が資格審査に不合格となり、又は使用の意志を示さないとき、かつ、第2位業者が資格審査に合格した場合は、第2位業者を使用者とします。

第1位業者、第2位業者とも資格審査に不合格となった場合は不調とし、先着順で使用許可申請の受付をします。ただし、この場合、資格審査に不合格となった業者は申し込みできません。

使用者の決定については、岡崎市から当該業者にお知らせします。

(4) 予定価格（最低落札価格）

全ての物件の予定価格（最低落札価格）は、年額 10,398 円とします。

(5) 資格審査書類

開札後、第1位業者及び第1位業者が資格審査に不合格となった場合等の第2位業者に対しては、本要領1(5)公募参加者資格に記載の資格を要する者であるか、審査を行います。

資格審査書類は以下のとおりです。

名称	必要部数
公募参加申込書兼誓約書	各1部
役員名簿	
会社法人用全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）	
市税等納税証明書（滞納のないことの証明）	
※国税、県税は不要です。	

※証明書は発行日から3か月以内のものに限る。

市税等の納税証明書について

市内の方 ・岡崎市のもの（東庁舎3階納税課で「滞納のない証明」と申請）

市外の方 ・所在地等のもの（所在地の役所で「滞納のない証明」と申請）。ただし、岡崎市において、下記の市税に該当する税の課税がある場合は、岡崎市のものも必要。

■市税の種類

法人市民税 法人の所得に対してかかる法人税に基づいてかかる税

固定資産税 土地・家屋・償却資産に対してかかる税

軽自動車税 原動機付自転車やオートバイ、軽自動車、小型特殊車両等にかかる税

3 使用許可に関する事項

(1) 使用の方法

地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用（以下「目的外使用」という。）となります。

(2) 用途の制限

本許可による目的外使用は、使用者が、指定箇所において、広告媒体設置を行う場合に限りです。

広告媒体には、自社又は他の広告主の広告を掲載するものとします。

広告掲載においては、岡崎市広告掲載要綱及び岡崎市広告掲載基準を遵守

していただきます。

物件Aについては、既存の会議室等案内表示板のディスプレイの隣を広告スペースとします。会議室等案内表示板の視認性を著しく損なわないように広告媒体を設置していただきます。

物件Bについては、岡崎市域地図等の併設を必須とします。

地図の種類及び表示内容等については、岡崎市との協議により決定することとします。

物件A、Bとも、画像、映像等の掲示、表示は可としますが、音楽、音声等を流すことは禁止します。

広告媒体については、過剰に空白となることが無いよう、掲載スペース数について岡崎市と協議して決定することとします。

また、使用許可期間中に慢性的に広告媒体の掲載スペースが空白となっていると岡崎市が判断した場合には、使用者の負担により、掲載スペースの変更を行っていただきます。

(3) 広告媒体の設置

広告媒体の設置及び撤去に要する費用は使用者の負担とします。

広告媒体に光熱水費が発生する場合には、光熱水費については、使用者の負担としますが、行政財産目的外使用料に含まれているため、別途徴収は行いません。

使用許可期間が満了したとき又は許可期間中に使用を中止したときは、使用者の負担により、速やかに原状回復を行ってください。原状回復に際して、使用者が投じた有益費や必要費が現存する場合であっても、一切岡崎市にその償還等の請求することはできません。

広告媒体の設置については、平成30年6月30日までに完了するものとします。

(4) 行政財産目的外使用料の納付

行政財産目的外使用料は、岡崎市が発行する納入通知書により支払うものとします。

行政財産目的外使用料は、年毎に、年額を一括前納とします。

使用者の責めに帰する理由により本使用許可を取り消す場合において、既に納入されている行政財産目的外使用料の返還は行いません。

(5) 掲載広告等

広告媒体に掲載する広告については、岡崎市広告掲載要綱及び岡崎市広告掲載基準を遵守することとし、掲載前に、岡崎市担当者と協議を行うこととします。また、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告については、厚生労働省作成の医療広告ガイドラインに沿ったものであることとします。

岡崎市役所本庁舎広告スペース使用仕様書

岡崎市が許可する岡崎市役所本庁舎広告スペースの使用については、この仕様書に基づいて施行するものとする。

1 使用物件

岡崎市役所東庁舎 1 階の一部 0.25 m² (以下「物件A」という。) 及び岡崎市福祉会館 1 階の一部 0.70 m² (以下「物件B」という。)

詳細は、別紙 使用スペース図面のとおりに。

2 使用形態

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用による。

3 使用期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日

4 使用料

使用料は、オープンカウンター方式により決定した額とする。

5 使用料の納付

使用料の納付は、岡崎市の発行する納入通知書により、年額を一括で前納するものとする。

なお、広告スペースの使用者 (以下「使用者」という。) の希望により、第 3 に定める期間内に使用を中止する場合にも、納付済の使用料の返還は行わないものとする。

6 掲載する広告

使用者は、岡崎市に使用許可を受けた広告スペースに自社又は他の広告主の広告を掲載する広告媒体を設置するものとする。

なお、掲載する広告については、岡崎市広告掲載要綱及び岡崎市広告掲載基準を遵守し、掲載前に、岡崎市担当者との協議を行うこと。

また、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告については、厚生労働省作成の医療広告ガイドラインに沿ったものであること。

画像、映像の掲示、表示は可とするが、音楽、音声等を流すことは禁止とする。

7 経費負担

- (1) 広告媒体の設置、撤去、修繕、変更、移設等に要する工事費、移転費等の費用は全て使用者の負担とする。
- (2) 光熱費等の費用が発生する場合は、使用者が負担する。ただし、光熱費等は使用料に合算し、別途徴収は行わないものとする。

8 転貸等の禁止

6に規定する、他の広告主の広告を掲載する場合を除いて、広告媒体を設置する権利及び広告スペースの使用に付随する権利を第三者に譲渡、転貸又は再委託してはならない。

9 広告媒体

広告媒体は以下のとおりとする。

・物件A

既存の会議室等案内表示板のディスプレイの隣を広告スペースとするため、会議室等案内表示板の視認性を著しく損なわないように広告媒体を設置すること。

・物件B

公告スペース図面に記載の範囲を上限として、岡崎市域地図等を併設した、広告媒体を設置すること。

掲示する岡崎市域地図等の内容及び種別については、岡崎市と協議して決定すること。

10 使用の制限等

- (1) 使用者は、使用許可期間が満了したとき又は使用許可期間中の使用取りやめの際には、広告スペースを原状に回復すること。

その際、原状回復するために要した費用については、使用者の負担とする。

- (2) 使用者が設置する広告媒体等により、第三者の身体又は財産に損害を与えた場合は、使用者が賠償の責めを負うものとする。

- (3) 市の組織変更等により、広告掲載箇所が著しく不適切となった場合には、岡崎市と使用者の協議により、使用場所の変更ができるものとする。

その際、当初契約における箇所数及び面積を上限とし、移設等における費用は使用者が負担するものとする。

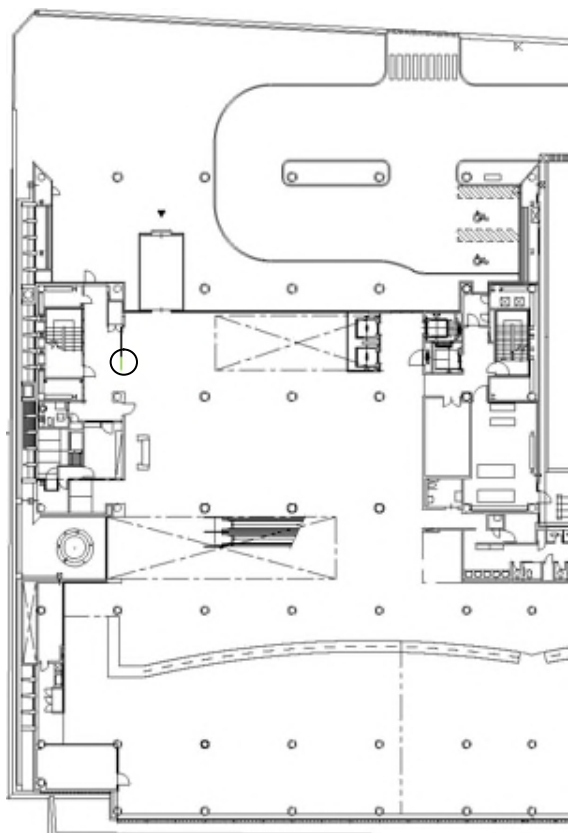
11 その他

岡崎市が、3の使用期間中に、当該施設内で、他の広告事業を行った場合

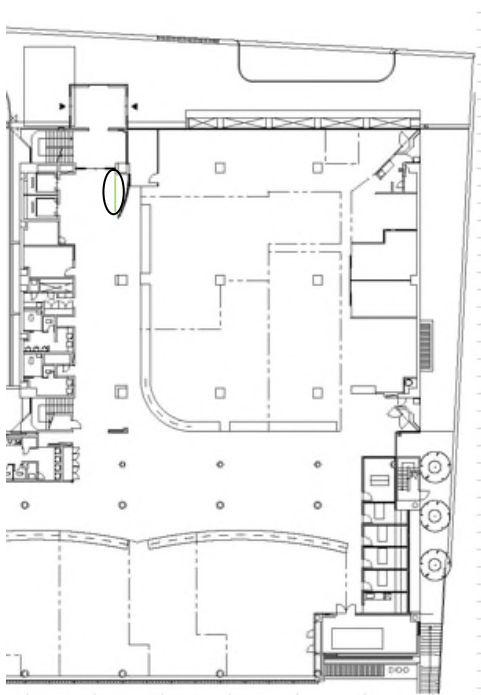
も、本契約は継続するものとし、4の使用料の変更は行わないものとする。

【公告スペース図面】

● 物件A（東庁舎1階）

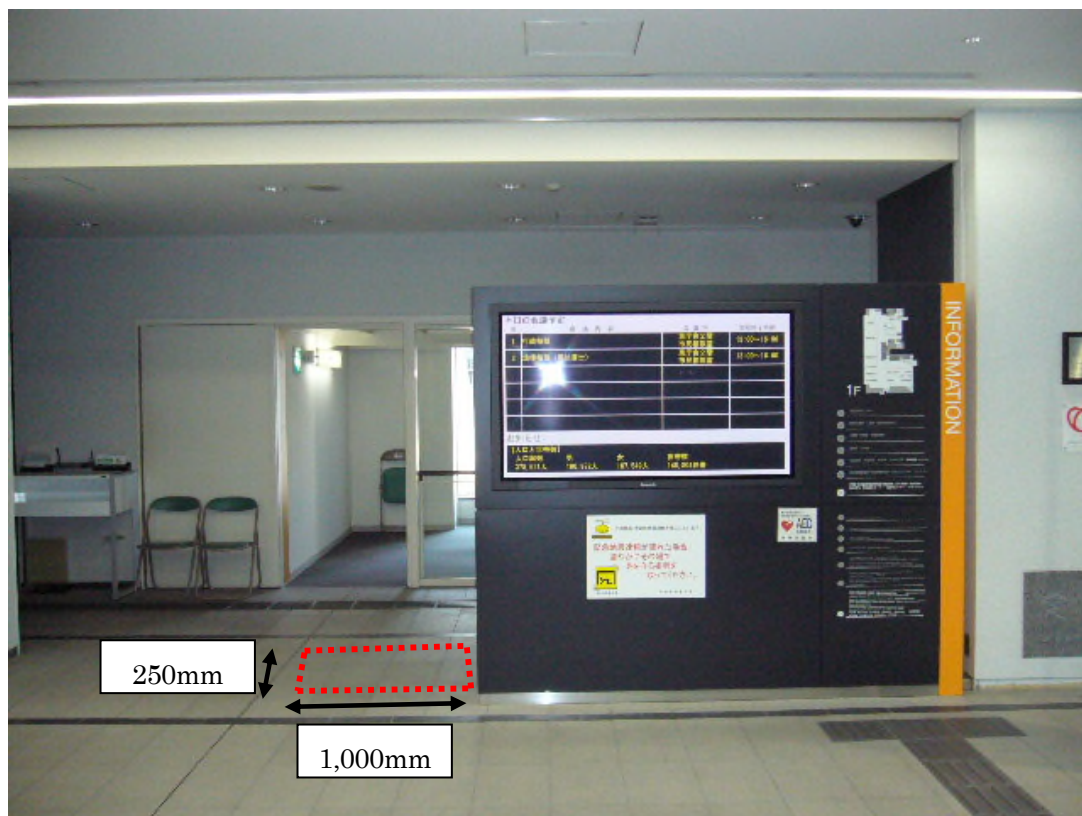


● 物件B（福祉会館1階）

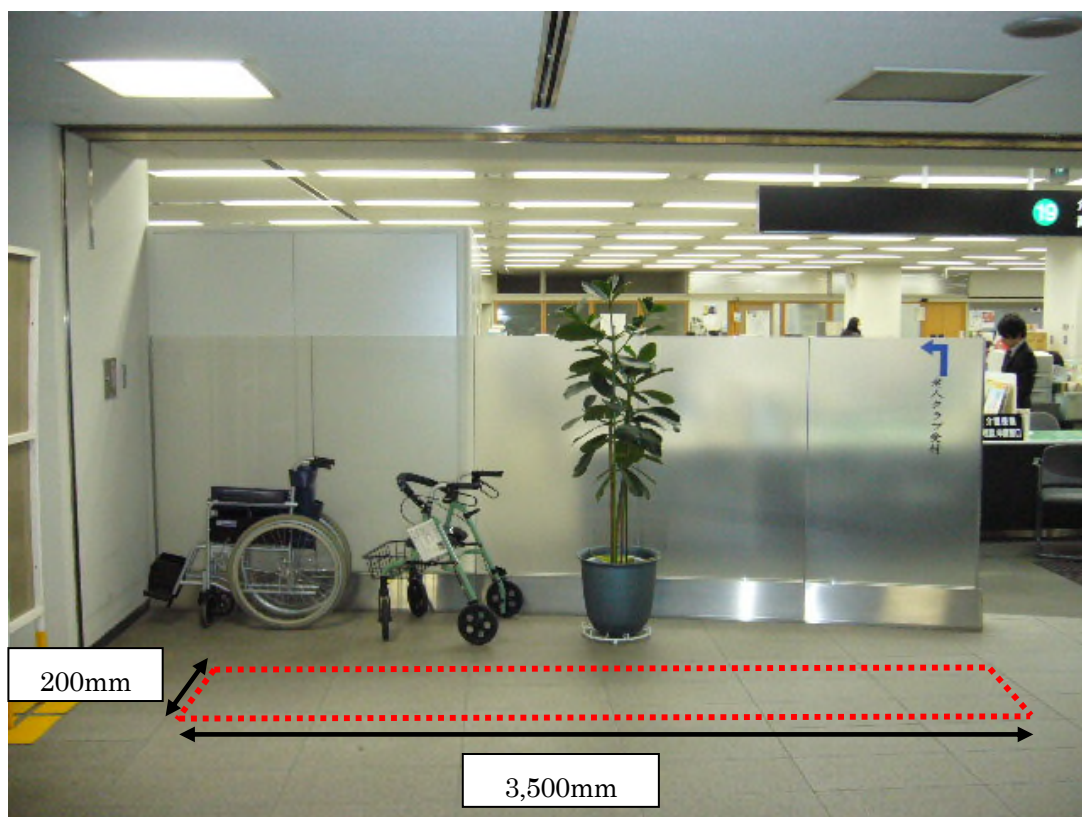


【参考資料】

- 物件A



- 物件B



見積書

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

- 1 件 名 岡崎市役所本庁舎広告スペース使用
- 2 使用場所 岡崎市役所東庁舎1階の一部0.25㎡及び岡崎市福社会館
1階の一部0.70㎡
- 3 期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日

上記のとおり見積りします。

平成 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

岡崎市長 様

見積書記載例

見積書

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	消費税額を含む年額を記入									

金額は、頭に『金』
又は『¥』を記入

- 1 件 名 岡崎市役所本庁舎広告スペース使用
- 2 使用場所 岡崎市役所東庁舎 1 階の一部 0.25 m² 及び 岡崎市福祉会館
1 階の一部 0.70 m²
- 3 期 間 平成 30 年 4 月 1 日から 平成 35 年 3 月 31 日

上記のとおり見積りします。

平成 年 月 日

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

岡崎市長 様

公募参加申込書兼誓約書

私は、平成 30 年 1 月 24 日に岡崎市役所本庁舎広告スペース使用者募集要領に基づき実施される公募において、参加資格、条件、内容等を確認の上、参加を申し込むとともに、下記事項について誓約いたします。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関し貴市が行う一切の措置について異議、苦情を行いません。

また、審査等を行うに当たって、貴市が警察に必要事項の照会を行うことについて承諾いたします。

記

- 1 破産者で復権を得ない者ではありません。
- 2 市税等の滞納はありません。
- 3 役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。
- 4 広告媒体の設置、管理等について、第三者に権利の譲渡又は転貸等を行うことなく、自ら行います。

平成 年 月 日

所 在 _____

名 称 _____

代表者 _____ 印

(担当者名)

(電話番号)

(宛先) 岡 崎 市 長

役員名簿

法人名 _____

1	フリガナ		性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名			年		月	日生
	住所				役職		
2	フリガナ		性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名			年		月	日生
	住所				役職		
3	フリガナ		性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名			年		月	日生
	住所				役職		
4	フリガナ		性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名			年		月	日生
	住所				役職		
5	フリガナ		性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名			年		月	日生
	住所				役職		
6	フリガナ		性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名			年		月	日生
	住所				役職		
7	フリガナ		性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名			年		月	日生
	住所				役職		

※登記簿謄本に記載されている役員全員を記入してください。

役員名簿記載例

役員名簿

法人名 〇〇〇〇

1	フリガナ	〇〇〇〇 〇〇〇〇	性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名	〇〇 〇〇	男	〇〇年	〇月	〇日生	
	住所	〇〇県〇〇市〇〇町字〇〇番地〇		役職	代表取締役		
2	フリガナ	△△△△ △△△△	性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名	△△ △△	男	△△年	△月	△日生	
	住所	△△県△△市△△町字△△番地△		役職	取締役		
3	フリガナ	□□□□ □□□□	性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名	△△ △△	男	△△年	△月	△日生	
	住所	△△県△△市△△町字△△番地△		役職	監査役		
4	フリガナ		性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名			年	月	日生	
	住所			役職			
5	フリガナ		性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名			年	月	日生	
	住所			役職			
6	フリガナ		性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名			年	月	日生	
	住所			役職			
7	フリガナ		性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名			年	月	日生	
	住所			役職			

※登記簿謄本に記載されている役員全員を記入してください。

● 問合せ先

岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市役所総務部庁舎車両管理室

電話 0564-23-6062 (直通)